

【ベトナム人海外派遣労働者の日本国内の需要について】

①東日本大震災の被災地域の現状。

*岩手県を例として 一般社団法人エリアマネジメント推進協会
復興予算の国からの認定は進むものの、事業現場となる被災自治体では事業発注が進捗せず復興予算の未処理が相次いでいる。

その最大の原因は現場労働者の極端な不足にある。

- ・ベトナム人海外派遣労働者に協力を願う事が解決の一助となる。
- ・ベトナム国法律と日本国法律の問題点を解決する必要がある。

*単純労働者（土木作業員・各種作業員）の被災地特例を両国間で政府間協議の基、被災地に派遣の受け皿を構築して長期に渉る協力関係を築く必要がある。

労働力不足は公共事業に留まらず三陸地域の主産業である漁業に於いても水産加工業の労働力不足が顕在化しつつある。

水産加工工場は被災にあった後懸命の努力の結果、莫大な借金を背負いながら工場建設が整いつつある。

全ては民間事業所の為に操業を開始しようとした今日、水産加工工場の従業員の確保が困難な事態に直面している。

民間事業所の為に個々では労働力を調達する術が無く困窮している。

**当面被災地の事業に対するベトナム人海外派遣労働者の協力と合わせて水産関連事業所への人材確保が焦眉の急となっている。

一方現政府の打ち出した景気対策は今後日本国中での公共事業の展開が予想される、現状においても建設業に於ける内装工事技術者の人材不足は深刻で今後予想される建築業の活況において内装工事技術者の人材不足は深刻な問題となりつつあります。

東京初め首都圏・名古屋を中心とした中部圏・大阪を中心とした近畿圏・福岡を中心とした北九州圏そして復興を進める被災地の東日本大震災被災地の地域において其々の地域においての建築内装工事とりわけ壁紙・クロス貼りの技術者は一般労働者とは一線を画した技能労働者（手先の器用差と修練が必要）が必要となります。

今後10年ぐらいは需要は存在するものと推測されます。

ベトナム現地での技能修得が可能であれば人材育成を含めて十分可能性が有るものと考えます。

ベトナム国内法に於ける、海外人材派遣法に基づき対応して頂ける範囲と政府間協議の有無をお知らせ下さい。

取り纏め

①被災地に置ける公共事業の労働者派遣について。

②同じく被災地における水産加工における労働者派遣について。

③当面大都市圏において建築物の内装工事に於けるクロス貼り技術者の労働者派遣について。

④被災地の復興事業の進捗に伴い被災地域の建築物内装工事技術者の労働者派遣について。
(内装工事・クロス貼り技術者に特化して)

被災地予算1.4兆繰り越し

3県・34市町村 大半が復興費

東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県と34市町村で、今年度中に予算執行できずに新年度に繰り越す金額が、計1兆3920億円に上ることが読売新聞の調査で分かった。予算の繰り越し額は、震災前の2009年度の約10倍にあたり、大半が復旧・復興関連とみられる。3県分だけでも、今年度予算の総額の2割が繰り越される見込みだ。被災地では、職員不足のため用地確保が進まなかったり、資材の不足や高騰で入札の不調が続いたりして、復興関連事業が滞るケースが相次いでいる。

人手・資材不足 背景に

調査は3県と、津波の被災地や原発事故の避難指示区域を抱える42市町村を対象に実施し、3県と34市町村が、予算の繰り越し見込み額を回答した。このうち、

▼主な自治体の復旧・復興予算の繰越額と内容

自治体	復旧・復興関連 繰越額全体	内容
岩手県	1640億円	企業支援の補助金審査の遅れで366億円。漁港整備事業などの遅れも
岩手県 陸前高田市	244億円	93億円は浸水地の土地区画整理事業。地権者同意を得るのに時間がかかった
宮城県 気仙沼市	192億円	漁港のかさ上げや水産加工団地の造成などが、作業員や資材の不足で遅れ
宮城県 名取市	55億円	集団移転の用地取得の遅れで住宅団地の造成費など36億円が使えず
福島県	3063億円	除染関連1600億円のほか、入札不調などで道路、農地工事など970億円
福島県 南相馬市	82億円	除染関連48億円。住宅除染は予定の3割の284世帯にとどまる

岩手、福島県の2県と32市町村では、繰越総額8690億円のうち約90%（7794億円）が復旧・復興予算

予算の繰り越し 地方自治法では年度内に予算が使えない場合、議会の承認を得れば、翌年度への繰り越しが認められている。ただ、繰り越しは原則2度までしかできない。3度繰り越す場合、自治体は予算案を作成し直し、再び議会の承認を得るなどしなければならない。

「予算の繰り越し 目的別に繰越額を集計していないとした宮城県や仙台市、南三陸町でも、繰越額の多くは震災関連だという。2月補正予算の反映後で見ると、3県の12年度予算は総額4兆9315億円、その約20%にあたる9979億円が繰り越される見通しだ。宮城県石巻市では、今年度の復旧・復興関連の総額27.23億円のうち約26%にあたる7.12億円を繰り越す。同市では、今年度予定していた漁港復

旧工事38件のうち25件が入札不調だった。大半は、業者不足や資材不足で応札がなく、市の担当者は「予算はあるのに使えないのは歯がゆい」と話す。福島県内では、県と10市町村が繰り越す復旧・復興関連の計3509億円のうち、約51%（1799.5億円）は除染関連費用だ。いわき市は、除染費用約78億円を繰り越す。住宅約9000戸の除染を予定したが、終了したのは12戸のみ。除染で出る汚染土を一時保管す

読賣新聞

2013年(平成25年)

3月9日 土曜日

る「仮置き場」が確保できなかったためだ。

予算を次の年度に繰り越すのは法律上は問題ないが「来年度は来年度分の事業があり、繰り越した分、余計に仕事が増えて、人手不足に拍車をかける心配がある」（宮城県）という。また、繰り越しが続けば改めて予算計上しなければならず、「手間も人手も必要になる。悪循環に陥る」（いわき市）との指摘がある。自治体予算に詳しい田中秀明・明治大教授(財政学)の話「膨大な繰越額は、自治体職員が不足する中、予算ばかりが多大になり、自治体に無理が生じている」との表れた。国は自治体はどうやって使えるようにするのかの配慮をしなければいけない」

水産加工 人手足りず

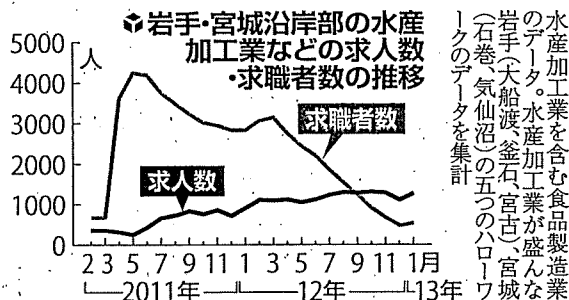
東日本大震災で被害を受けた岩手、宮城両県の沿岸部で、ようやく回復しつつある水産加工業界が、人手不足に陥っている。震災後1年までは、求職者数が求人数を大幅に上回っていたが、昨年夏頃から状況が一変。今年1月時点では、求職者が求人数の半分にも満たず、有効求人倍率は2・37倍に達している。被災地の基幹産業での新たな課題に、関係者は危機感を募らせている。

岩手、宮城

転職、移住、津波の心配...



職場見学会で従業員(左)の説明を聞く求職者たち(奥)(2月、宮城県石巻市の高橋徳治商店で)



復興に危機感 求職 求人 の半分

「水仕事が一月中続きますか?」
「持ち場を交代して働くから心配ないですよ」
宮城県石巻市の水産加工会社「高橋徳治商店」で2月に行われた職場見学会。

明るい加工場で、従業員がエビの殻をむいたり、すり身を油で揚げたりする作業を行っていた。参加した7人の女性は、説明役の従業員に質問を重ねた。見学会はハローワーク石

巻が主催した。水産加工の仕事への不安をなくし、関心を持ってもらうことが狙いだ。参加した東松島市の高橋一枝さん(56)は「水仕事ばかりだと手が冷たくて大変だが、そつでないと聞

いて安心した」と笑顔を見せた。

高橋徳治商店は今、人手不足に頭を悩ませている。津波で被害を受けた加工工場は復旧が進み、震災の年の10月には一部の再稼働にこぎ着けた。今年5月に完成予定の東松島市の新工場でも本格再開を目指す。約50人の従業員を集める必要があるが、現時点では29人。4月に入社予定の10人を含めると、10人程度足りない。人手不足は、水産加工業

た人たちが震災後、条件の良い仕事に転職したり、高台の仮設住宅に移住して通勤が難しくなったりしたケースもある。津波への恐怖から、復職を望まない人も

いるという。

高橋徳治商店でも、より賃金の高い建設業に転職した社員や、長期間休んで働く意欲を失った社員がいた

が盛んな岩手、宮城両県の沿岸部で共通した課題だ。

両県沿岸部では震災直後、水産加工業が大半を占める食品製造業の求職者が求人数を1500〇〇1800人ほど上回っていた。しかし、岩手県では沿岸部の三つのハローワーク(大船渡、釜石、宮古)で昨年8月に両者が逆転。宮城沿岸部の二つのハローワーク(石巻、気仙沼)でも昨年10月に逆転した。今年1月時点では、両県沿岸部の求人数が1274人なのに対し、求職者は計538人にとどまっている。

求職者が減っている理由は様々だ。厚生労働省や業界関係者によると、震災前に水産加工会社で働いてい

という。高橋英雄社長(62)は「水産加工業は小売りや物流など裾野が広く、人手不足が続けば町の復興の行方にも影響する」と顔を曇らせる。

岩手労働局は「問題解決の特効薬はない。就職希望の高校生にも水産加工の魅力を伝えるなど地道に取り組むほかない」としている。

派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法
2006年11月29日付け72/2006/QH11 番号
第11期国会、第10回会議にて採択

第10期国会第10回の会議にて採択された2001年12月25日付け51・2001・QH10号の議決によって改正・追加された1992年のベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、本法律は派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣について規定する。

第1部
一般規定

第1条適用範囲

本法律は派遣契約による労働者海外派遣事業、派遣契約による海外派遣労働者の権利・義務、派遣契約による労働者海外派遣事業における機関・事業団体及び関連組織・個人について規定する。

第2条適用対象

本法律は以下の組織、個人に適用される。

1. 派遣契約による労働者海外派遣機関、事業団体。
2. 本法律の第6条に規定する形式によって海外へ派遣される労働者。
3. 派遣契約によって海外へ派遣される労働者の保証人。
4. 派遣契約による労働者海外派遣と関連がある組織、個人。

第3条用語解説

本法律は、以下の用語につき、以下の通り解釈される。

1. 派遣契約によって海外へ派遣される労働者（以下、海外派遣労働者という）とはベトナムに居住するベトナム人であり、ベトナムの法律・労働者受入国の法律の各条件を十分に満たし、本法律の規定どおり海外へ働きに行くものである。
2. 労働者提供契約書とは、ベトナムの機関・事業団体と受入先国によって文書にて合意される、ベトナム人労働者海外派遣・受入れ事業における各側の条件・義務に関わるものである。
3. 労働者海外派遣契約書とは、機関・事業団体と労働者によって文書にて合意される、労働者海外派遣事業における各側の権限・義務に関わるものである。
4. 個人契約書とは、労働者と受入先国によって直接合意される、労働者海外派遣に関する文書である。
5. 雇用契約書とは、労働者と雇用主の間で合意される、雇用関係の各側の権利・義務についての文書である。
6. 海外派遣労働者に対する保証とは、労働者が労働者海外派遣契約書の義務を実施しない、又は、十分に実施しない場合、第三者（以下、保証人という）が労働者海外派遣機関・事業団体に対して、労働者の義務の実施について約束することである。

第4条労働者海外派遣事業内容

労働者海外派遣事業は以下の内容を含む。

1. 労働者海外派遣に関する契約の締結。
2. 労働者の選定。
3. 労働者に対する職業訓練・外国語教育、海外派遣前の労働者に対する必要知識の教育。

4. 労働者海外派遣契約の施行。
5. 海外派遣労働者の法律上の権利・利益の管理・保護。
6. 海外派遣労働者に対する制度・政策の実施。
7. 海外派遣労働者と派遣機関・事業団体の間の契約の決済。
8. 労働者海外派遣事業に関する組織・個人のその他の活動。

第5条政府の海外派遣労働者に関する政策

1. ベトナム人が海外派遣の条件を満たすために、十分な体制・環境を提供する。
2. 海外派遣労働者及び労働者海外派遣機関・事業組織の権利・利益を保護する。
3. 労働新規市場・高収入市場・多数労働者受け入れ市場の拡大に関する投資支援、管理・職業訓練・外国語教育のスタッフ訓練支援。
4. 海外へ派遣される社会優遇政策対象者に対して特別優遇貸入政策を適用する。
5. 専門・技術を持つ労働者派遣・高収入市場への労働者派遣の促進、機関・組織・個人者が海外で落札・請負・進出した工場・案件・生産・経営民間機関への労働者派遣の促進。

第6条海外労働派遣の形態

労働者は以下の何れかの形態にて海外へ派遣される。

1. 労働者海外派遣機関、労働者海外派遣の許可を持つ事業団体との労働者海外派遣契約。
2. 海外へ労働者を派遣し、海外で落札・請負又は進出した機関との労働者海外派遣契約。
3. 専門を高めるための技能実習形態による労働者海外派遣機関との技能労働者海外派遣契約書。
4. 個人契約。

第7条禁止行為

1. 本法律に定める条件を満たさない派遣機関に対する、労働者海外派遣の派遣免許の公布。
2. 労働者海外派遣のため、他派遣機関の派遣免許を利用した、他者への派遣免許の貸与。
3. 労働者海外派遣に関する法律の規定違反のため派遣免許を回収された、又は、警告程度以上の被処罰中の派遣機関管理者に労働者海外派遣事業の施行を委任する。
4. 政府の規定により禁止、又は労働者受入国から許可を受けない地域・職業・作業において働く、又は労働者を働かせる。
5. 労働者海外派遣事業を利用し、海外へベトナム人の送り出しを実施する。
6. 労働者海外派遣事業を利用し、労働者選定・訓練を行い、労働者から金銭を領収する。
7. 政府の管理機関に本法律の規定どおりの契約書を提出せず、労働者海外派遣を実施する。
8. 入国後、出勤しない、又は契約した職場から逃亡する。
9. 雇用契約書の終了後、海外で不法滞在する。
10. ベトナム人労働者に対して不法滞在を誘惑・勧誘する。
11. 労働者海外派遣事業において派遣機関・事業組織・海外進出する組織・個人者に対して故意に支障を与え、誠実な対応をしない。